

○ 安心して生活できるセーフティネットの確立

(1) 生活保護制度の見直し、生活困窮者自立支援事業の推進

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 生活保護制度が最後のセーフティネットとして持続可能なものとなるための制度改正
- 生活困窮者自立支援制度の円滑な事業運営のために必要な財政措置及び制度改正

【現状・課題】

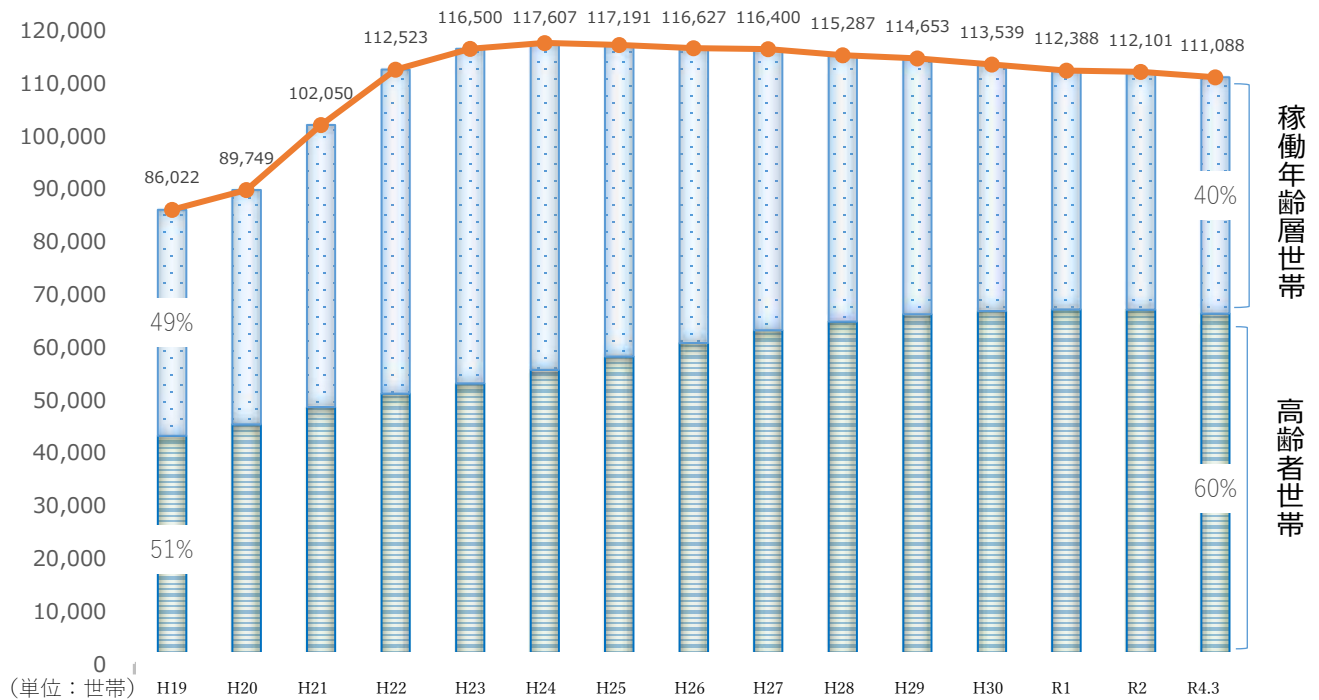
(生活保護制度)

- 本市の被保護世帯数は、引き続き高水準で推移している。中でも高齢者世帯の比率が高まっており、全体の約6割を占めている。
- 生活保護制度については平成30年に法改正が行われ、法第63条の返還金と保護費との調整や後発医薬品の使用原則化など、これまで提案してきた内容について盛り込まれた。一方、被保護者の自立助長につながる生活保護費の支給制度や、高齢者向けの新たな生活保障制度の創設、福祉事務所の調査権限の強化が制度改正に盛り込まれなかった。
- 令和5年には生活保護法の改正が予定されており、本市として引き続き次の3点について要望を行う。
- 生活保護費の支給については、給与や年金などのように一括して支給する制度を創設し、その際、医療扶助や介護扶助の一部自己負担を導入し、また最低生活費を保障できる給付方法の仕組みを構築して実施していくことが必要である。
- また、生活保護受給世帯の約6割を高齢者世帯が占める状況に鑑み、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たすためには、現行の生活保護制度の枠組みとは異なる高齢者向けの新たな生活保障制度の創設が必要である。
- さらに、生活保護の適正実施のため、実施機関の調査権限をさらに強化することが必要である。

(生活困窮者自立支援制度)

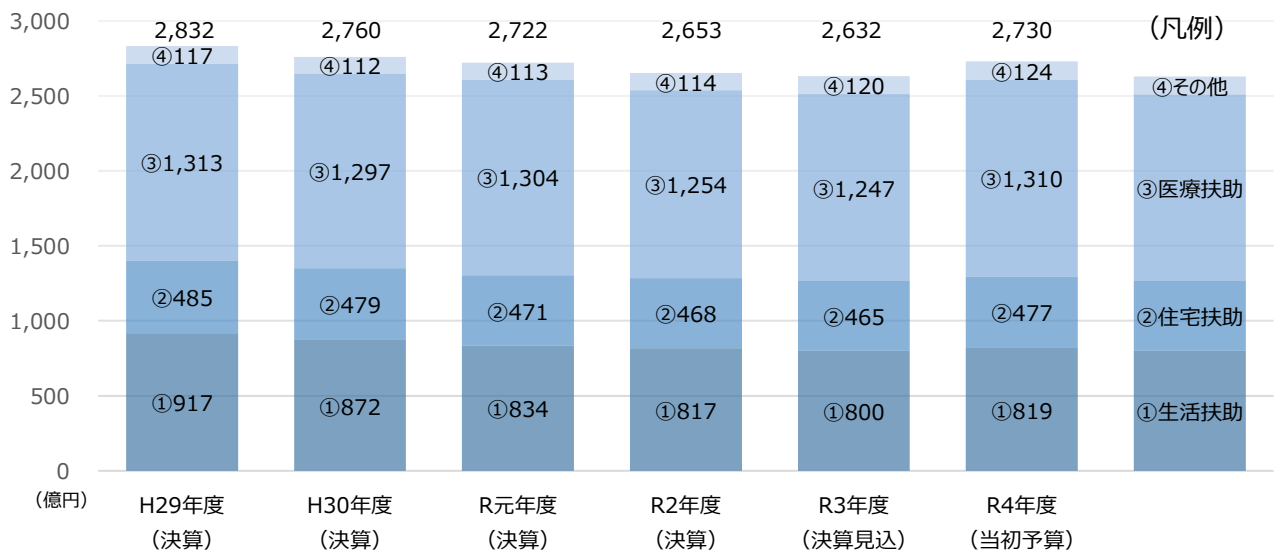
- 本市は、他都市に比べ生活保護受給者などの低所得者が多いことから、生活困窮者自立支援事業のニーズが高い状況である。
- 生活困窮者自立相談支援事業において、本市は、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方へのアウトリーチ機能の強化を図るなど、きめ細やかな相談体制を構築している。法改正に向けて、効果的かつ実効性のある事業運営を行うことができるよう施策の充実が必要である。
- 国庫負担基準額については、本市の実情に即した基準額・加算額となっていないため、安定的な事業運営を図るための財政措置とともに、令和2年度から令和4年度とされている就職氷河期世代への支援に係るアウトリーチ強化については、コロナ禍にあって十分な取組を行うことができておらず、令和5年度以降においても取組を行うための財政措置の継続が必要である。
- また、住居確保給付金の求職活動要件については、現在、コロナ禍における暫定措置として所得減少者に対しては公共職業安定所での職業相談などを求めないとされている。転職を希望しない自営業や個人事業主の方には職業相談はなじまないため、利用者の実情に応じた要件を備えた制度への改正が必要である。

◇大阪市の保護世帯数の動向



◇大阪市の生活保護費の動向

※R2 年度以前は平均値、R3 年度は3 月分速報値



◇生活困窮者自立支援制度の推進

